

奈良県紀の川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会

第9回協議会

国・県からの情報提供

令和 8 年 5 月

目 次

・ 奈良県 河川整備課からの情報提供	1
・ 奈良県 砂防・災害対策課からの情報提供	2 6
・ 奈良地方気象台「防災気象情報の改善と取組」	3 7
・ 電源開発株式会社「ダムの運用および情報伝達の改善について」 . . .	4 3



奈良県 河川整備課からの情報提供

奈良県 河川整備課

【目的】

- 市町村長は水防法15条に基づき、洪水浸水想定区域図に洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民の方々に周知することとなっています。
- 令和3年5月の水防法改正により、洪水浸水想定区域の指定に中小河川が追加され、水害リスク情報の空白地帯の解消を目指すこととされました。県において、中小河川の洪水浸水想定区域図を作成し、令和5年5月に公表しています。これを受け、市町村において、中小河川も含めた水害ハザードマップの作成・更新を進めています。

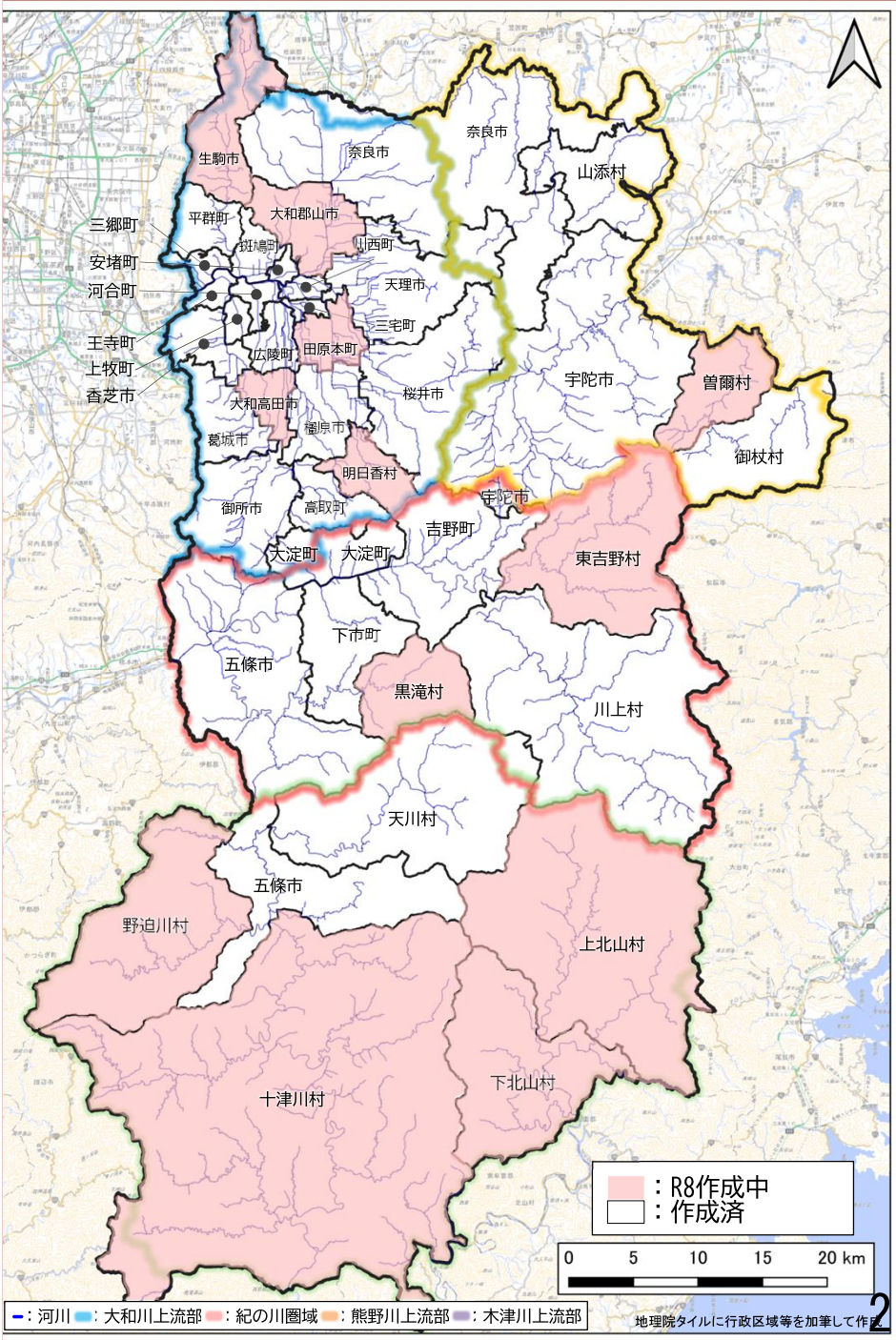
R8.4時点で奈良県内のハザードマップ作成率は、
水位周知河川で100%、中小河川で69%(27/39)

(R8.4末時点)

中小河川を反映させた洪水ハザードマップ			
市町村	作成済	作成中(R8年度)	水位周知河川の洪水ハザードマップ作成
奈良市	○		○
大和高田市	×	○	○
大和郡山市	×	○	○
天理市	○		○
橿原市	○		○
桜井市	○		○
五條市	○		○
御所市	○		○
生駒市	×	○	○
香芝市	○		○
葛城市	○		○
宇陀市	○		○
山添村	○		○
平群町	○		○
三郷町	○		○
斑鳩町	○		○
安堵町	○		○
川西町	○		○
三宅町	○		○
田原本町	×	○	○

市町村	作成済	作成中(R8年度)	水位周知河川の洪水ハザードマップ作成
曽爾村	×	○	—
御杖村	○		—
高取町	○		○
明日香村	×	○	○
上牧町	○		○
王寺町	○		○
広陵町	○		○
河合町	○		○
吉野町	○		○
大淀町	○		○
下市町	○		○
黒滝村	×	○	○
天川村	○		—
野迫川村	×	○	—
十津川村	×	○	—
下北山村	×	○	—
上北山村	×	○	—
川上村	○		○
東吉野村	×	○	○
合計	27市町村	12市町村	対象すべて作成

一:対象外



＜奈良県内中小河川を反映させたハザードマップ作成状況＞

【目的】

「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある 場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です。

水防法15条により、洪水浸水想定区域図内にあり、市町村が作成する地域防災計画に記載されている要配慮者利用施設の管理者は避難確保計画の作成義務があります。

県では、要配慮者利用施設の避難確保計画作成率100%を目指し、引き続き作成状況を確認するとともに、関係市町村と連携して支援を行っています。

【災害対策基本法第42条(趣旨)】

市町村防災会議(設置していない場合は市町村長)は、地域防災計画を作成し、毎年見直しを行い、必要があれば修正しなければなりません。

- ・ 県内市町村の地域防災計画の見直し率は61.5%
- ・ 避難確保計画の作成率は82.6%

(R8.3月末時点)

・ 令和5年5月に中小河川の浸水想定区域を公表

・ 地域防災計画の見直しが必要



対象施設数の更新

市町村	地域防災計画の見直し※	作成率	避難確保計画作成対象施設	作成数	未作成数
奈良市	○	97%	188	183	5
大和高田市	○	62%	21	13	8
大和郡山市	×	100%	60	60	0
天理市	×	100%	28	28	0
橿原市	×	99%	73	72	1
桜井市	×	100%	10	10	0
五條市	○	100%	21	21	0
御所市	○	100%	18	18	0
生駒市	○	100%	28	28	0
香芝市	○	6%	87	5	82
葛城市	○	9%	11	1	10
宇陀市	○	100%	16	16	0
山添村	○	100%	1	1	0
平群町	×	100%	10	10	0
三郷町	×	100%	2	2	0
斑鳩町	○	68%	34	23	11
安堵町	○	100%	6	6	0
川西町	○	29%	17	5	12
三宅町	○	100%	7	7	0
田原本町	×	100%	87	87	0

市町村	地域防災計画の見直し	作成率※	避難確保計画作成対象施設	作成数	未作成数
曽爾村	×	-	0	0	0
御杖村	○	-	0	0	0
高取町	○	-	0	0	0
明日香村	○	-	0	0	0
上牧町	×	25%	4	1	3
王寺町	×	84%	51	43	8
広陵町	○	100%	30	30	0
河合町	×	20%	5	1	4
吉野町	×	75%	4	3	1
大淀町	×	-	0	0	0
下市町	○	100%	5	5	0
黒滝村	○	100%	3	3	0
天川村	○	-	0	0	0
野迫川村	×	-	0	0	0
十津川村	○	-	0	0	0
下北山村	○	-	0	0	0
上北山村	○	-	0	0	0
川上村	○	-	0	0	0
東吉野村	×	100%	4	4	0
合計	61.5% (24/39)	82.6%	831(28市町村)	686	145

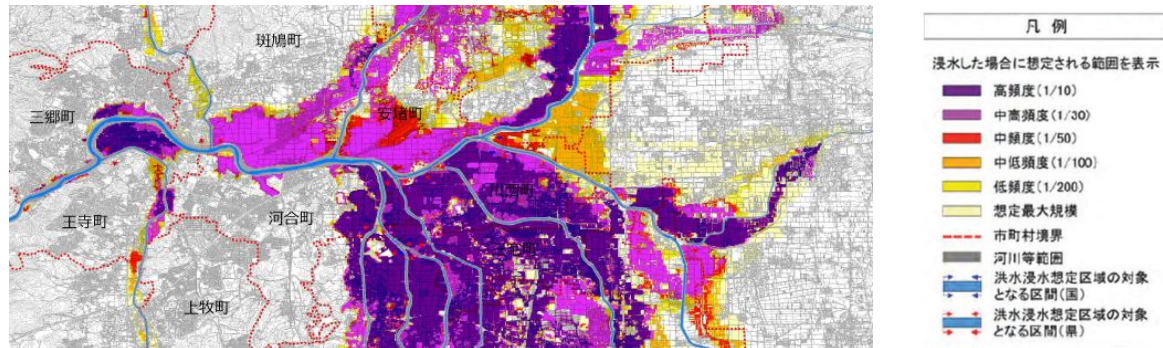
作成率: 0~49% 50~75% 76~99% 対象外

※「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号)に基づき
地域防災計画の見直しが完了

取組概要

- 本県では、これまで水防法に基づき住民等の迅速かつ円滑な避難に資する水害リスク情報として想定最大規模降雨を対象とした「洪水浸水想定区域図」を作成し、公表してきた。
- これに加えて、土地利用や住まい方の工夫の検討及び水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討など、流域治水の取組を推進することを目的として、発生頻度が高い降雨規模の場合に想定される浸水範囲や浸水頻度を明らかにするために、「水害リスクマップ」を作成・公表し、水害リスク情報の充実を図る。

令和7年6月16日に大和川水系の水害リスクマップを公表



* 大和川、葛下川、竜田川、富雄川、曾我川、高田川、葛城川、飛鳥川、寺川、米川、地藏院川、秋篠川、能登川、布留川、高取川、佐保川、高瀬川、岩井川

- 活用例**
- ・事前に土地の水害リスクを把握し、防災まちづくりや企業立地等の参考。
 - ・水害リスクの意識向上。
 - ・10～50年に1度の雨量という、従来のハザードマップと比べてより身近な規模の災害リスクをカバー。
 - ・立地適正化計画における防災指針の検討・作成への活用。
- など

◎ 令和7年度に紀の川流域での水位周知河川の水害リスクマップを作成

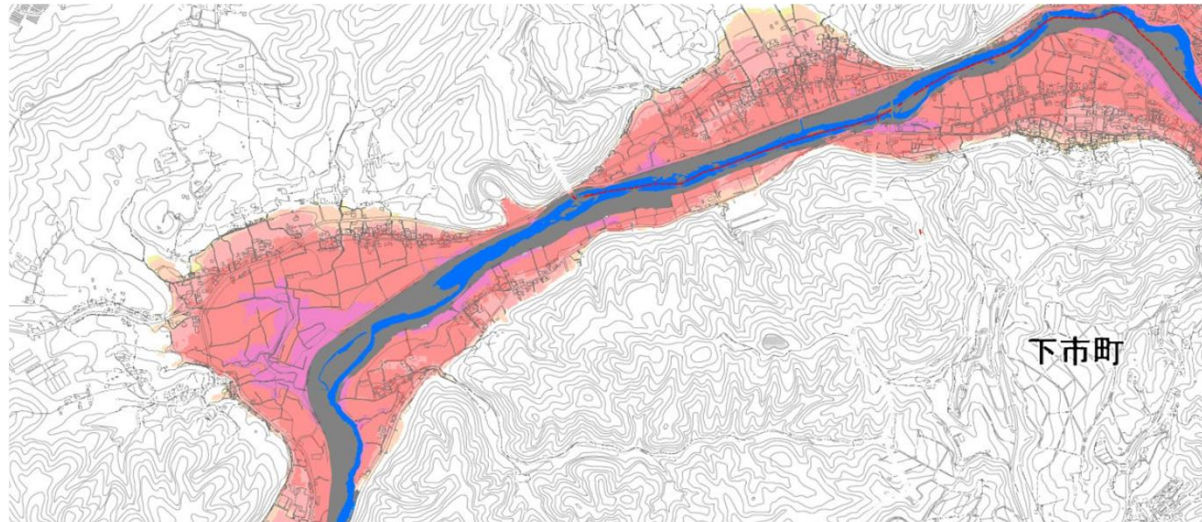
- ・直轄部分の紀の川、名張川の水害リスクマップはすでに国において公表済みであり、新たに県管理の水位周知河川（紀の川、高見川、丹生川）の水害リスクマップを重ねて公表

◎ 令和8年度6月に公表を予定

水害リスクマップと多段階の浸水想定図について

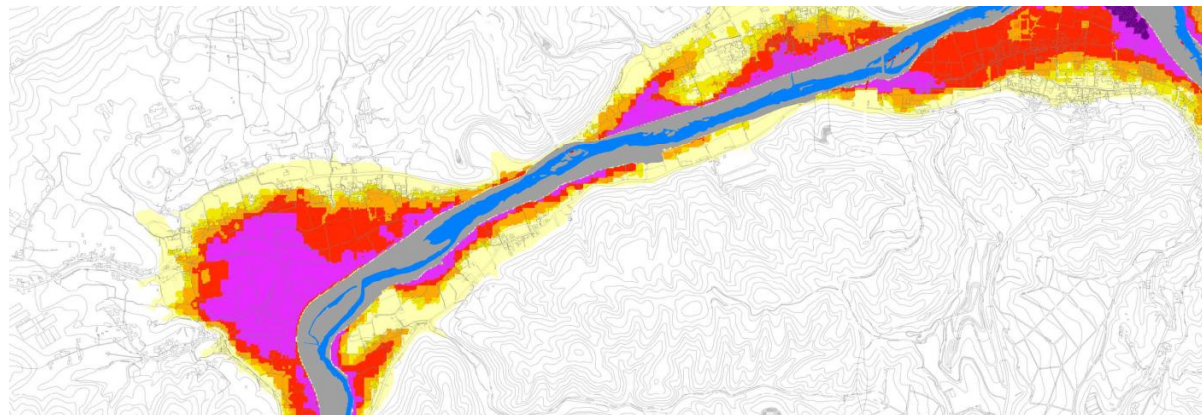
○奈良県では、これまで水防法に基づき住民等の迅速かつ円滑な避難に資する水害リスク情報として想定最大規模降雨を対象とした「洪水浸水想定区域図」を作成し、公表してきた。

洪水浸水想定図
(例:紀の川水系)



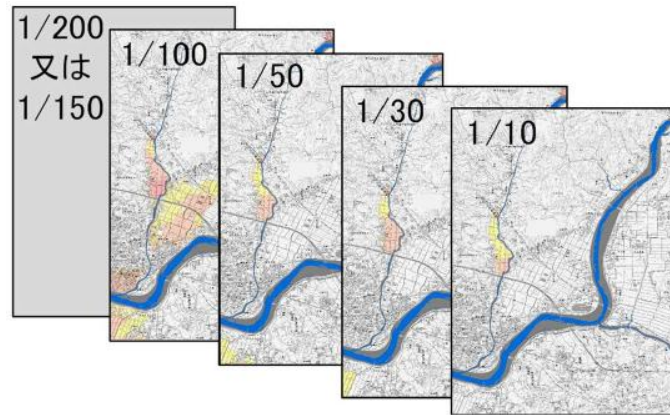
○今後は、これに加えて、土地利用や住まい方の工夫の検討及び水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討など、流域治水の取組を推進することを目的として、発生頻度が高い降雨規模の場合に想定される浸水範囲や浸水頻度を明らかにするために、「水害リスクマップ」を作成・公表し、水害リスク情報の充実を図る。

水害リスクマップ
(例:紀の川水系)



水害リスクマップと多段階の浸水想定図について

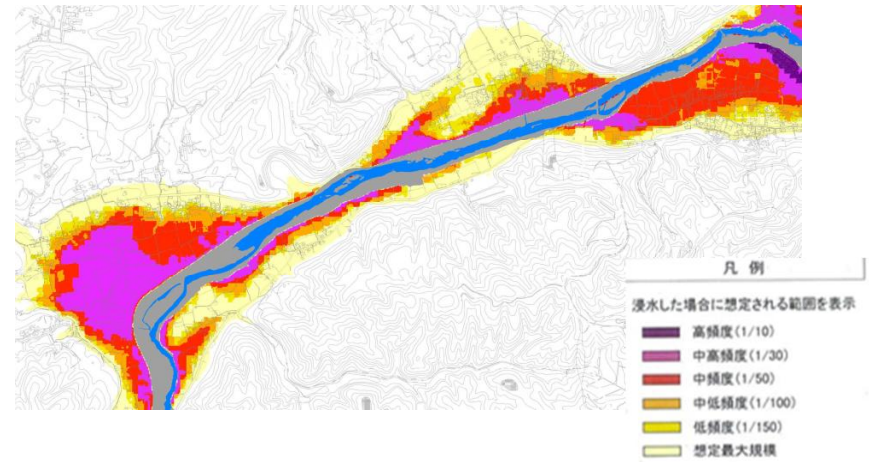
○水害リスクマップは、多段階の浸水想定図を重ね合わせて浸水範囲と浸水頻度を図示したものである。



多段階の浸水想定図

高頻度から中頻度で発生する降雨規模毎(年超過確率1/10、1/30、1/50、1/100、1/150 又は1/200)に作成した浸水想定図。

参考 年超過確率1/〇とは、毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/〇ということを表しています。(例えば、年超過確率が1/10とは、毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が10%、年超過確率が1/50とは、毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が2%であることを表しています。)



水害リスクマップ

多段階の浸水想定図を重ね合わせ、浸水深毎(0.0m以上、0.5m以上(床上浸水)、3.0m以上(1階居室浸水))に、その高さの浸水が発生する頻度を表した図面。

活用例

- ・事前に土地の水害リスクを把握し、防災まちづくりや企業立地等の参考。
- ・水害リスクの意識向上。
- ・10～50年に1度の雨量という、従来のハザードマップと比べてより身近な規模の災害リスクをカバー。
- ・立地適正化計画における防災指針の検討・作成への活用

など